

# 食検だより



発行者／徳島県食肉衛生検査所  
電話.088-633-8277 ファクシミリ.088-633-8275

## 命と食を繋ぐ～公衆衛生獣医師の職場体験を実施しました～

徳島の「食」と「健康」を繋ぐ、未来の公衆衛生獣医師たちが現場で学んだもの

徳島県では、食の安全や地域保健の最前線で活躍する「公衆衛生獣医師」を育成するため、獣医学生を対象としたインターンシップを開催しました。



### 1. 現場の「熱」に触れる。食肉衛生検査所での2日間

8月21日～22日、そして9月11日～12日の2回にわたり、計6名の獣医学生が食肉衛生検査所の門を叩きました。学生たちが体験したのは、普段私たちが何気なく口にしている食肉が、いかに厳格な検査を経て食卓へ届けられているかという「守りの最前線」です。

リアルな検査の重みを知る：「と畜検査」や「食鳥検査」の見学では、一頭一羽に対して行われる緻密なチェック工程を確認。また、食鳥処理場では自ら鶏の首皮などの検体を採取し、微生物検査や病理検査の実習に挑戦しました。単なる「作業」ではなく、科学的根拠に基づいた「衛生管理」がいかに食の信頼を支えているか。分析機器を操作し、疾病の疑いがある検体を食い入るように観察する学生たちの表情は、真剣そのものでした。

### 2. 学生たちの心に灯った「公務員獣医師」への志

実習を終えた学生たちからは、現場を体験したからこそ溢れ出た、心強い言葉が寄せられました。「私たちの食生活が、これほどまでに公務員獣医師の方々によって支えられていることを初めて実感しました。」「科学的な視点で安全を担保する仕事の重要性がわかり、将来の進路として強く意識するようになりました。」現場で働くプロフェッショナルの姿と、それに応える事業者様の熱意に触れたことで、彼らの「獣医師として社会に貢献したい」という想いが育つことを願います。



▲食鳥処理工程を見学



▲顕微鏡で細菌を観察

### 3. 事業者の皆様と共に、未来の「食」を育てる

今回のインターンシップは、学生たちにとって大学の講義だけでは決して得られない、貴重な経験となりました。公衆衛生獣医師は、事業者と手を取り合い、地域の健康を守る縁の下の力持ちです。彼らが将来、徳島の地で皆様と共に働ける日を夢見て、私たちはこれからも「次世代の育成」に力を注いで参ります。今回の実施にあたり、ご理解とご協力をいただいた関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

#### 【実施概要】

参加者：獣医学生 6名

実習場所：徳島県食肉衛生検査所、動物愛護管理センター、保健所ほか

主な内容：と畜・食鳥検査見学、微生物・病理検査実習、試験検査業務の体験等

## 徳島県産牛肉を海外へ

牛肉を海外へ輸出するためには、国（厚生労働省）や相手国の認定を受けた施設で、と畜・食肉処理されなければなりません。

この認定を受けるには、輸出相手国毎に決められた規定に適合し、国や相手国による書類の査察や現地査察を受ける必要があります。

また、認定を受けた後も、定期的な監査があり、厳しい条件をクリアし続ける必要があります。

徳島県内には、このような認定を受けた施設が2カ所あり、令和7年11月現在 輸出をしている国や地域は13カ所にまで増加しました。

今後も、徳島県から牛肉のさらなる輸出拡大が期待されます。

#### ○主な相手国

マレーシア インドネシア 台湾 シンガポール タイ アラブ首長国連邦

サウジアラビア マカオ ベトナム カタール ミャンマー バーレーン フィリピン

○輸出相手国ごとの規定は次の農林水産省 HP「食肉の輸出について」をご覧ください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_process/h\\_meat.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/h_meat.html)

# 調 査 研 究

## 徳島県内の猫及びイノシシにおけるトキソプラズマの浸潤状況調査

トキソプラズマ症は、寄生性原生生物(原虫)により引き起こされる人獣共通感染症であり、多くの哺乳類・鳥類に感染能を持つ。健常者が感染した場合は無症状から発熱や倦怠感などの軽度の症状で経過するが、免疫抑制状態の人や妊娠中の女性が感染すると重篤な症状をもたらすことがある。今回、本県の動物由来感染症対策事業の一環として最終宿主である猫、及び中間宿主である県内に広域に分布するイノシシについて、トキソプラズマ抗体の陽性率を調査した。特に猫においては室内と屋外の飼養状況においてトキソプラズマの感染状況に影響を与えるのかも調べた。令和6年度に動物病院等から分与された猫279匹の血清、家畜保健衛生所から分与されたイノシシ109頭の血清を用い抗体検査を実施した。猫は2.9%(8/279検体)、イノシシは23.85%(26/109検体)で抗体陽性が確認された。猫の飼養状況における抗体陽性率は室内飼養が0.47%(1/212検体)、屋外飼養が10.71%(6/56検体)、飼養形態不明が9.09%(1/11検体)であり、屋外飼養のリスクが伺われた。本県においても一定の割合で屋外飼養の抗体陽性の猫がいることが確認できた結果、猫を飼っている人のみならず、県民全体へトキソプラズマ症に対する周知が必要と考えられた。さらに、トキソプラズマ抗体陽性のイノシシは県内全域に広く分布しており、猟師やジビエ取扱業者への注意喚起が必要と思われた。

令和7年度獣医学術四国地区学会

抗体陽性検体の捕獲/飼養地域

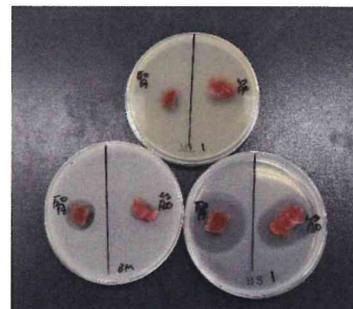


\*徳島県総合地図提供システムを使用しています。

## 肉用牛における複数の動物用医薬品基準値超過事例について

当所が行う疣贅性心内膜炎を伴う敗血症の試験検査では、微生物検査に加え、筋肉及び腎臓における残留抗生物質検査(直接法)を実施している。残留薬剤が各培地に阻止円を形成した場合、高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS/MS)にて薬剤の同定及び定量検査を実施している。今回、直接法にて阻止円が形成され、原因薬剤を同定・定量した結果、複数の薬剤で残留基準値を大幅に超過していた事例に遭遇した。生産現場での投薬歴等について管轄の家畜保健衛生所に調査を依頼したところ、複数の薬剤を投薬していたことがわかった。残留基準値を超過して検出された抗菌剤は、と畜前の使用禁止期間を遵守しておらず、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反と判明した。今後も畜産現場で使用頻度の高い抗菌剤を当所の測定可能薬剤に追加し、より迅速に結果を報告できるよう、検体前処理法にかかる時間を短縮すべく前処理法の改良を進め、食の安全安心確保のさらなる推進に努めていきたい。

令和7年度理化学部会研修会



培養判定(30℃、18時間後)

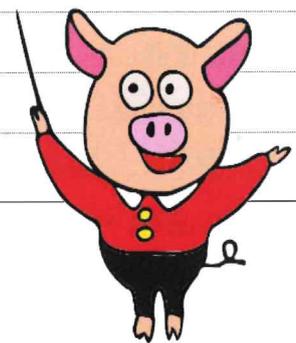
# 動物用医薬品等の使用基準を守り、正しく使用しましょう!

牛、豚、鶏等の家畜に対して、動物用医薬品や飼料添加物(動物用医薬品等)を不適切に使用すると、食肉に残留して人の健康を損なうおそれ及び薬剤耐性菌(抗菌剤が効かない菌)が発生するおそれがあります。

当所では、動物用医薬品等が適切に使用されているか確認するため、計画的に食肉の残留有害物質モニタリング検査を実施しています。食肉には、「食品衛生法」に基づき、動物用医薬品等の残留基準値が設定されており、基準値を超える残留が認められた場合には、回収や廃棄の対象となります。

なお、動物用医薬品等は、対象動物・用法・用量・使用禁止期間が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(通称:薬機法)等で定められており、これらを守って使用しなければなりません。

また、出荷時には、牛は概ね直近3ヶ月、牛以外の家畜は概ね直近2ヶ月の病歴及び動物用医薬品等の使用状況が確認できる書類の添付を徹底いただきますようお願いいたします。



発行者：徳島県食肉衛生検査所

所在地：徳島県徳島市不動本町2丁目140-3

電話：088-633-8277

ファクシミリ：088-633-8275

ホームページ：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/seikatsukankyoubu/syokunikueiseikensasyo/>

電子メール：[syokunikueiseikensasyo@pref.tokushima.jp](mailto:syokunikueiseikensasyo@pref.tokushima.jp)